

随 意 契 約 理 由 書

工事名 : 堺泉北港 汐見沖地区 埠頭保安設備工事 (夕風2号)

本工事は、現在整備中である夕風2号岸壁において、「1974年の海上における人命の安全のための条約（SOLAS条約）」及び「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（国際船舶・港湾保安法）」に基づき埠頭保安設備の設置を行うものであります。

夕風2号岸壁は、既に供用している夕風1号岸壁と一体的に運用する形で整備されており、1号岸壁と2号岸壁の制限区域を一体として保安対策を実施する必要があることから、カメラやスピーカー等の保安設備の設置のみならず、その信号、映像等を夕風1号岸壁の局舎を経由して、大阪港湾局や危機管理センターに送信するために、既存の埠頭保安システムの拡張及び機能増設を行う必要があります。

埠頭保安システムは、製作会社が独自に開発設計した技術等を用いて構築されており、いわゆる汎用のシステムではなく、当該エリア用に設計、製作されたものです。

よって、本工事を施工するには、当該設備のシステム・機器等の特殊な構造や制御回路を熟知しており、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識を有するなど、特別な能力が必要であります。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該システムの設計、製作、据付を行った松下電器産業株式会社から事業継承したパナソニックコネクト株式会社以外にないことから、同社現場ソリューションカンパニー西日本社より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、パナソニックコネクト株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。